

様式第1号（第7条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

八女市長

申請者氏名

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

①氏名 (申請者)	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 (歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 (歳)
③住所	(〒 -)	電話 () -	
④受講施設の名称		⑤講座の 名称	
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用 (予定)	入学金 円、受講料 円 合計額 円		
⑩過去の受給歴	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の支給を受けたことが 有る (年度) ・ ない		
⑪申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する ・ しない		
⑫児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 担当者氏名 印		
(備考)			

整理番号

第 号

1 添付書類

- (1) 申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 申請者の児童扶養手当証書の写し又は前年（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
- (3) 受講しようとする講座のパンフレット等
- (4) 科目合格証明書又は単位習得証明書等の試験を免除できる科目を証明する書類
※ 申請者の児童扶養手当証書の写しを提出する場合には（1）及び（2）の書類を省略することができます。

2 注意

- (1) 受講修了時給付金の支給対象となるのは、指定講座の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除く。）の合計額の4割相当額で、10万円を限度とします。また、合格時給付金の支給対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の2割相当額で、受講修了時給付金と併せて15万円を限度とします。
- (2) 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認した内容で通知します。
- (3) 所要費用については、標準的な金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- (4) 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- (5) ひとり親家庭でなくなった場合や指定講座の受講を事前に又は受講途中で止めた場合、八女市内に住所を有しなくなった場合等は、八女市長にその旨を報告してください。
これらの場合、当該給付金の支給が受けられなくなることがあります。
- (6) 受講修了時給付金の支給を受けるには指定講座修了日から起算して30日以内（合格時給付金の支給を受けるには合格証書に記載されている日付から起算して40日以内）に、様式第3号の「給付金支給申請書」及び必要書類を添えて支給申請手続を行い、改めて支給決定を受けてください。指定講座の指定を受けたことによって、支給されることが決定したわけではありません。
- (7) 「⑩申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - ア 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - イ 婚姻によらないで母又は父となり、現に婚姻をしていない。